

株 主 各 位

東京都渋谷区東三丁目11番10号  
株式会社ツカダ・グローバルホールディング  
代表取締役社長 塚 田 正 之

## 第27期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご支援を賜り、ありがたく厚く御礼申しあげます。

さて、当社第27期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、株主総会当日のご来場はお控えいただき、書面またはインターネットによる事前の議決権行使をお願い申しあげます。後記の株主総会参考書類をご検討の上、来る2022年3月29日（火曜日）午後6時までに議決権を行使してくださいようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年3月30日（水曜日）午前10時
2. 場 所 東京都港区北青山三丁目6番8号  
ザ ストリングス 表参道 1階 グランドセントラル  
（会場につきましては末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）  
※お土産のご用意はございません。
3. 目的事項  
報告事項 1. 第27期（2021年1月1日から2021年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件  
2. 第27期（2021年1月1日から2021年12月31日まで）計算書類報告の件  
決議事項  
第1号議案 定款一部変更の件  
第2号議案 取締役6名選任の件  
第3号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

#### 4. 議決権行使についてのご案内

- (1) 議決権行使書面において、各議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
- (2) 当社では、定款第15条の定めにより代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主様1名に委任することができます。この場合は、代理権を証明する書面をご提出ください。
- (3) インターネットにより議決権を行使される場合は、40頁の<インターネットによる議決権行使のお手続きについて>をご高覧の上、2022年3月29日（火曜日）午後6時までに行使していただきますようお願い申し上げます。
- (4) 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットにより複数回数またはパソコンとスマートフォンで重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

以 上

- 
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
  - ◎株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正する必要がある場合は、修正後の事項を当社ホームページ(<https://www.tsukada-global.holdings>)に掲載し、周知させていただきます。
  - ◎連結注記表、個別注記表につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ホームページ(<https://www.tsukada-global.holdings>)に掲載しております。本招集ご通知の提供書面に記載の連結計算書類及び計算書類は、監査報告の作成に際して監査役及び会計監査人が監査を行った連結計算書類及び計算書類の一部であります。
  - ◎株主総会までの新型コロナウイルス感染状況に応じ、株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、当社ホームページ(<https://www.tsukada-global.holdings>)に掲載し、周知させていただきます。

(提供書面)

## 事業報告

(2021年1月1日から  
2021年12月31日まで)

### I. 企業集団の現況

#### 1. 当連結会計年度の事業の状況

##### (1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症再拡大が経済活動及び雇用情勢に大きく影響し、個人消費の伸び悩みや渡航制限によるインバウンドの消失など、いまだ先行き不透明な状況で推移いたしました。

このような環境の中、当社グループはブライダル市場、ホテル市場及びウェルネス&リラクゼーション(W&R)市場における新たな価値の創造、高品質かつ魅力あふれる店舗づくりと付加価値の高いサービスの提供及び新型コロナウイルス感染症には万全の対策で取り組んでまいりました。

新型コロナウイルス感染症再拡大に係る4回目の緊急事態宣言は2021年9月30日をもって解除されましたが、当期業績への影響は大きく、婚礼施行の来期以降への延期や平均ゲスト数の減少、渡航制限の影響によるホテル稼働率、レストラン利用客数の低迷、フィットネス会員数においては休会からの復会の伸び悩みと全セグメントにおいて多大な影響を受けることとなりました。また、足元ではオミクロン株の世界的な感染拡大により、引き続き今後の見通しが難しい状況となっております。

この結果、当連結会計年度の売上高は、33,429百万円(前期比23.3%増)となり、利益面につきましては、営業損失6,391百万円(前期は営業損失11,476百万円)、経常損失につきましては雇用調整助成金及び休業・時短要請に応じたことによる各種助成金の受給により5,452百万円(同 経常損失11,227百万円)、親会社株主に帰属する当期純損失6,137百万円(同 親会社株主に帰属する当期純損失10,628百万円)と前連結会計年度から回復は見られるものの、引き続き大幅な損失の計上となりました。

セグメント別の業績は次のとおりであります。

① 婚礼事業

当連結会計年度においては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響の中、婚礼施行件数が7,084件（前期比40.4%増）と継続するコロナ禍において売上高については底打ち感があるものの、1組当たり平均ゲスト数の減少により収益率が低下したことから損失となりました。

この結果、当セグメントの売上高は20,167百万円（同22.0%増）、セグメント損失は715百万円（前期はセグメント損失3,667百万円）となりました。

② ホテル事業

当連結会計年度においては、昨年に引き続き海外からの渡航制限の影響により宿泊・レストラン利用客や法人宴会需要が停滞しておりますが、東京オリンピック開催期間中については一部において一定の収益確保ができたこと、また、ホテル婚礼施行数が1,259件（前期比75.6%増）と売上高は増加しましたが、利益面につきましては、当セグメントの柱である宿泊稼働率が総じて低調で推移したことにより損失となりました。

この結果、当セグメントの売上高は10,526百万円（同32.3%増）、セグメント損失は3,780百万円（前期はセグメント損失5,393百万円）となりました。

③ W&R事業

当連結会計年度においては、英国式リフレクソロジーサロン「クイーンズウェイ」については、一部に政府からの休業要請等に応じた店舗もありましたが、集客については平時に戻りつつあります。また、複合温浴施設「美楽温泉SPA-HERBS」においては、来館数、売上高、セグメント利益ともに前期を上回り牽引しましたが、総合フィットネスクラブ「BEST STYLE FITNESS」において、コロナ禍の影響により新規会員獲得に苦戦し、また、休会会員の戻りが遅れている状況から当セグメント売上高は微増となり、利益面では回復基調にありますが損失となりました。

この結果、当セグメントの売上高は2,735百万円（前期比4.1%増）、セグメント損失は525百万円（前期はセグメント損失678百万円）となりました。

## セグメント別売上高

区 分	第 26 期 (2020年12月期)		第 27 期 (2021年12月期)		前 期 比	
	金 額	構成比	金 額	構成比	増 減 額	増減率
婚 礼 事 業	百万円 16,527	% 60.9	百万円 20,167	% 60.3	百万円 3,640	% 22.0
ホ テ ル 事 業	7,958	29.4	10,526	31.5	2,567	32.3
W & R 事 業	2,629	9.7	2,735	8.2	106	4.1
合 計	27,114	100.0	33,429	100.0	6,314	23.3

### (2) 設備投資の状況

当連結会計年度のグループ全体の設備投資総額は、878百万円となりました。その主なものとしましては、婚礼衣装等の調達を280百万円実施いたしました。

### (3) 資金調達の状況

当連結会計年度の資金調達として、社債の発行により600百万円及び長期借入金として2,600百万円を調達いたしました。

## 2. 企業集団及び当社の財産及び損益の状況

### (1) 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分 \ 期 別	第24期 (2018年12月期)	第25期 (2019年12月期)	第26期 (2020年12月期)	第27期 (当連結会計年度) (2021年12月期)
売 上 高(百万円)	60,197	61,121	27,114	33,429
営業利益又は 営業損失(△)(百万円)	5,249	6,383	△11,476	△6,391
経常利益又は 経常損失(△)(百万円)	5,257	6,222	△11,227	△5,452
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失(△)(百万円)	2,424	2,565	△10,628	△6,137
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)(円)	50.82	53.78	△222.82	△128.67
純 資 産(百万円)	37,081	37,404	26,437	20,641
総 資 産(百万円)	90,841	99,343	99,814	90,901

(注) 『税効果会計に係る会計基準』の一部改正(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を第25期の期首から適用しており第24期の総資産については、当該会計基準を遡って適用した後の金額となっております。

### (2) 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分 \ 期 別	第24期 (2018年12月期)	第25期 (2019年12月期)	第26期 (2020年12月期)	第27期 (当事業年度) (2021年12月期)
売 上 高(百万円)	9,371	9,247	6,236	7,619
営業利益又は 営業損失(△)(百万円)	3,259	3,272	△102	1,341
経常利益又は 経常損失(△)(百万円)	3,222	3,125	△376	1,738
当期純利益又は 当期純損失(△)(百万円)	1,570	2,043	△1,379	△5,046
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)(円)	32.92	42.84	△28.93	△105.81
純 資 産(百万円)	26,623	28,027	26,320	21,378
総 資 産(百万円)	60,912	72,847	82,867	76,023

### 3. 重要な親会社及び子会社の状況

#### (1) 親会社との関係

該当事項はありません。

#### (2) 重要な子会社の状況

会社名	資本金又は出資金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社ベストブライダル	100百万円	100%	国内結婚式場の運営
株式会社ベストプランニング	10百万円	100%	婚礼等における料理の提供
Best Bridal Hawaii, Inc.	6,011千米ドル	100%	ハワイにおける挙式・披露宴の施行
株式会社ベスト-アニバーサリー	13百万円	100%	婚礼等における衣装・美容・写真サービス他の提供及び楽婚・家族挙式・海外挙式（少人数挙式）の運営
PT. Tirtha Bridal	45,575百万ルピア	100% (0.2%)	バリ島における挙式・披露宴の施行
株式会社ベストホスピタリティネットワーク	100百万円	100%	ホテル経営・運営事業、国内結婚式場の運営
株式会社ベストグローバル	100百万円	100%	ホテル経営事業
株式会社BEST HERBS	50百万円	100%	複合温浴施設・総合フィットネススクラブの運営、子会社の経営管理
株式会社RAJA	50百万円	100% (100%)	リフレクソロジーサロンの運営
BEST HOSPITALITY LLC	10千米ドル	100%	不動産の取得、管理及び開発
Best Resort LLC	34,160千米ドル	100%	子会社の経営管理
TSUKADA GLOBAL ASIA PTE. LTD.	10万シンガポールドル	100%	子会社の経営管理
株式会社ベストライフスタイル	100百万円	100%	ホテル経営・管理等
グロリアブライダルジャパン株式会社	39百万円	100%	ハワイにおける挙式・披露宴の受注
Gloria Bridal Services, Inc.	200千米ドル	100% (100%)	ハワイにおける挙式・披露宴の施行

(注) 議決権比率の( )内の数字は、間接所有割合の内数であります。

#### 4. 対処すべき課題

当社グループを取り巻く経営環境は、新型コロナウイルス感染症の収束の見通しが未だ不透明な中、予断を許さない状況となっております。また、足元では変異株の出現及び世界的な感染拡大の状況にあり、当社グループの業績は当面の間、影響を受けると予測しております。

このような中、当社グループは、将来の環境変化に備え、お客様が安心してご利用いただけるよう引き続き万全の感染症対策を講じるとともに、お客様の価値観の変化を先読みして事業を変革してまいります。

具体的な重点戦略としては、①会場ごとの緻密な経営（PL・マーケティング・人材配置）による利益の最大化、②業界再編下における婚礼受託事業の積極的な展開による新たな成長機会の創出、③持続的な成長に向けた無形資産マネジメント（人的資本への投資）、及び④本部機能強化（全社横断型での業務推進・未来の価値創造をリード）を掲げ、企業価値の回復及び向上を目指します。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

#### 5. 主要な事業内容（2021年12月31日現在）

当社グループは、当社（株式会社ツカダ・グローバルホールディング）、子会社24社、関連会社2社により構成されており、婚礼事業、ホテル事業、ウェルネス&リラクゼーション事業（W&R事業）の3事業を営んでおります。

## 6. 企業集団の主要拠点（2021年12月31日現在）

### (1) 当社

本社 東京都渋谷区

### (2) 子会社

#### ① 国内

株式会社ベストブライダル	東京都渋谷区
株式会社ベストプランニング	東京都渋谷区
株式会社ベスト-アニバーサリー	東京都渋谷区
株式会社ベストホスピタリティーネットワーク	東京都港区
株式会社ベストグローバル	東京都渋谷区
株式会社BEST HERBS	東京都中央区
株式会社RAJA	東京都中央区
株式会社ベストライフスタイル	東京都渋谷区
グロリアブライダルジャパン株式会社	東京都新宿区

#### ② 海外

Best Bridal Hawaii, Inc.	米国ハワイ州
PT.Tirtha Bridal	インドネシアバリ州
Ecpark Pte.Ltd.	シンガポール
BEST HOSPITALITY LLC	米国ハワイ州
Best Resort LLC	米国ハワイ州
TSUKADA GLOBAL ASIA PTE. LTD.	シンガポール
Gloria Bridal Services, Inc.	米国ハワイ州

## 7. 使用人の状況（2021年12月31日現在）

### (1) 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
2,082 (540) 名	△272 (63) 名

(注) 使用人数は就業員数であり、パートタイマー及び派遣社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

### (2) 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
58 (7) 名	△1 (△8) 名	42.5 歳	9.6 年

(注) 使用人数は就業員数であり、パートタイマー及び派遣社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

## 8. 主要な借入先の状況（2021年12月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	8,013百万円
三井住友信託銀行株式会社	7,113百万円
株式会社みずほ銀行	5,231百万円
株式会社りそな銀行	4,556百万円
株式会社あおぞら銀行	4,040百万円

## 9. その他企業集団の現況に関する重要な事項

（継続企業の前提に関する重要事象等）

当社グループは、新型コロナウイルス感染症拡大による海外からの渡航制限、政府要請による外出控え・時短営業等の影響によるホテル宿泊・レストラン利用客の減少、婚礼施行の延期等により、第26期及び第27期において、2期連続の営業損失及びマイナスの営業キャッシュ・フローを計上することとなりました。当該事象から当社グループには継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況が存在しております。

しかしながら、2021年9月30日をもって緊急事態宣言が解除され、婚礼受注件数やホテル稼働率が改善するなど全体として業況は回復傾向にあります。さらに当該感染症の長期化に備え、不採算店舗の閉鎖、固定費の圧縮など全社横断的なコストダウンを実施いたしました。また、第26期及び第27期において取引金融機関の協力により実行した資金調達により十分な運転資金を確保していることから、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断し「継続企業の前提に関する注記」は記載しておりません。

## II. 会社の現況

### 1. 株式の状況

- ① 発行可能株式総数 195,840,000株
- ② 発行済株式の総数 48,960,000株
- ③ 株主数 15,676名
- ④ 大株主

株主名	持株数	持株比率
ファインエクスパンド有限会社	23,048,300株	48.32%
塚田正之	7,351,700株	15.41%
株式会社AOKIホールディングス	3,351,100株	7.03%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,360,500株	2.85%
塚田啓子	1,224,400株	2.57%
BBH FOR FIDELITY PURITAN TR : FIDELITY SR INTRINSIC OPPORTUNITIES FUND	955,700株	2.00%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	642,000株	1.35%
INTERACTIVE BROKERS LLC	509,500株	1.07%
塚田健斗	483,200株	1.01%
LGT BANK LTD	303,700株	0.64%

（注）持株比率は、自己株式（1,259,834株）を控除して計算しております。

### 2. 新株予約権等の状況

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況  
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項  
該当事項はありません。

### 3. 会社役員の状況

#### (1) 取締役及び監査役の状況

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	塚 田 正 之	(注)1.
専務取締役	塚 田 啓 子	事業開発部管掌(注)2.
取締役	塚 田 健 斗	企画開発部長(注)3.
取締役	丸 山 健 一	
取締役	西 堀 敬	株式会社日本ビジネスイノベーション 代表取締役社長(注)4.
取締役	寺 地 孝 之	関西学院大学商学部教授(注)5.
常勤監査役	及 川 俊 一	
監査役	千 原 曜	弁護士 さくら共同法律事務所パートナー(注)6.
監査役	柳 澤 宏 之	公認会計士 柳澤・浅野公認会計士事務所代表者(注)7.

- (注) 1. 重要な兼職の状況は、以下のとおりであります。  
 株式会社ベストブライダル 代表取締役社長  
 株式会社ベストプランニング 代表取締役社長  
 株式会社ベスト-アニバーサリー 代表取締役会長  
 株式会社ベストホスピタリティーネットワーク 代表取締役社長  
 株式会社ベストグローバル 代表取締役社長  
 株式会社BEST HERBS 代表取締役社長  
 株式会社RAJA 代表取締役社長  
 株式会社ベストライフスタイル 代表取締役社長  
 グロリアブライダルジャパン株式会社 代表取締役社長  
 Best Bridal Hawaii, Inc. CEO  
 PT. Tirtha Bridal 取締役社長  
 Ecpark Pte.Ltd. 代表取締役  
 BEST HOSPITALITY LLC マネージャー  
 Best Resort LLC マネージャー  
 TGU LLC マネージャー
2. 重要な兼職の状況は、以下のとおりであります。  
 ファインエクスパンド有限会社 代表取締役  
 株式会社ベストライフスタイル 取締役  
 Best Bridal Hawaii, Inc. President
3. 重要な兼職の状況は、以下のとおりであります。  
 株式会社ベスト-アニバーサリー 代表取締役社長  
 株式会社ベストホスピタリティーネットワーク 常務取締役  
 株式会社BEST HERBS 常務取締役  
 株式会社RAJA 常務取締役  
 株式会社ベストライフスタイル 常務取締役  
 グロリアブライダルジャパン株式会社 取締役
4. 他の重要な兼職の状況は、以下のとおりであります。  
 株式会社ANAP 社外取締役

5. 他の重要な兼職の状況は、以下のとおりであります。  
株式会社アンカーアソシエイツ 代表取締役社長  
株式会社神明ホールディングス 社外取締役  
株式会社アイグランホールディングス 社外取締役
6. 他の重要な兼職の状況は、以下のとおりであります。  
株式会社マネジメント・ソリューション 社外監査役
7. 他の重要な兼職の状況は、以下のとおりであります。  
株式会社フィナンテック 社外取締役  
あと築地有限責任監査法人 社員
8. 取締役西堀敬氏、寺地孝之氏は、社外取締役であります。
9. 監査役千原曜氏、柳澤宏之氏は、社外監査役であります。
10. 監査役千原曜氏は、弁護士資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
11. 監査役柳澤宏之氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
12. 取締役西堀敬氏、寺地孝之氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
13. 監査役千原曜氏、柳澤宏之氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。

## (2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。

当該保険契約の被保険者は当社及び子会社の全ての取締役及び監査役であります。なお、当該保険契約の保険料は全額を当社が負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

## (3) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

### ① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下「決定方針」という。）を決議しております。

また、取締役会は、決定方針に基づき、役員報酬に係る規則を策定しており、取締役の個別報酬額がこれに基づいて決定されていることから、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等が決定方針に沿うものであると判断しております。

決定方針の概要は、以下のとおりであります。

#### （基本方針）

- ・国内事業並びにグローバル事業の成長において、企業価値向上の実現に必要な人材の確保、育成及び貢献に資するものとする
- ・取締役及び執行役員、各々に求められる役割・責任並びに成果に応じたものとする

- ・取締役及び執行役員の報酬は、経営監督機能を十分に発揮し、短期的な成果と中長期的な成果を、最適バランスにおいて貢献するに資するものとする
- ・社会経済環境並びに業界動向を基に、他社の水準を考慮し報酬水準を設定する

(報酬体系)

- ・取締役等が受け取る報酬は、原則として基本給のみの構成とし、業績連動報酬及び非金銭報酬に関しては体系に含まないものとする

(報酬水準)

- ・報酬水準として、同業他社並びに同種関連サービス業、海外展開の有無及び創業者オーナーである企業をベンチマークとする
- ・上場基準を満たす他業種において、同等な売上収益、従業員規模並びに資本規模を有する企業を参照する

## ② 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支給 人員	報酬等の種類別の額			合 計
		基本報酬等	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	6名 (2名)	322百万円 (6百万円)	－百万円 (－百万円)	－百万円 (－百万円)	322百万円 (6百万円)
監査役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	15百万円 (7百万円)	－百万円 (－百万円)	－百万円 (－百万円)	15百万円 (7百万円)
合 計	9名	337百万円	－百万円	－百万円	337百万円

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬等の額には、当事業年度中の役員退職慰勞引当金繰入額41百万円が含まれております。なお、監査役に係る役員退職慰勞引当金はございません。
3. 取締役の報酬限度額は、2015年3月27日開催の第20期定時株主総会において年額500百万円以内（ただし使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は4名であります。
4. 監査役の報酬限度額は、2009年3月27日開催の第14期定時株主総会において年額40百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は4名であります。
5. 当事業年度におきましては、取締役の金銭報酬について、2021年3月30日開催の取締役会において代表取締役社長 塚田正之に個人別の報酬等の具体的な内容の決定を委任する旨の決議を行い、代表取締役社長において決定を行っております。これらの決定権限を委任した理由は、当社を取り巻く環境、当社の経営状況等を最も熟知し、総合的に役員の報酬額を決定できると判断したためであります。

#### (4) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の業務執行者の兼職状況及び当該兼職先と当社との関係
- ・取締役西堀敬氏は、株式会社日本ビジネスイノベーションの代表取締役社長を務めております。同社と当社との間には、資本関係及び取引関係はありません。
  - ・取締役寺地孝之氏は、関西学院大学商学部教授及び株式会社アンカーアソシエイツの代表取締役社長を務めております。同校及び同社と当社との間には、資本関係及び取引関係はありません。
  - ・監査役千原曜氏は、さくら共同法律事務所のパートナーを務めております。同事務所と当社との間には、資本関係及び取引関係はありません。
  - ・監査役柳澤宏之氏は、柳澤・浅野公認会計士事務所の代表者及びあると築地有限責任監査法人の社員を務めております。同事務所及び同監査法人と当社との間には、資本関係及び取引関係はありません。
- ② 他の法人等の社外役員の兼職状況及び当該兼職先と当社との関係
- ・取締役西堀敬氏は、株式会社ANAPの社外取締役を務めております。同社と当社との間には、資本関係及び取引関係はありません。
  - ・取締役寺地孝之氏は、株式会社神明ホールディングス及び株式会社アイグランホールディングスの社外取締役を務めております。両社と当社との間には、資本関係及び取引関係はありません。
  - ・監査役千原曜氏は、株式会社マネジメント・ソリューションの社外監査役を務めております。同社と当社との間には、資本関係及び取引関係はありません。
  - ・監査役柳澤宏之氏は、株式会社フィナンテックの社外取締役を務めております。同社と当社との間には、資本関係及び取引関係はありません。

### ③ 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
取 締 役	西 堀 敬	当事業年度開催の取締役会21回全てに出席し、コンサルティング会社経営者としての企業経営分野に関する豊富な経験・見識に基づき、必要に応じ、当社の経営上有用な助言、提言等の意見表明を行っております。
取 締 役	寺 地 孝 之	当事業年度開催の取締役会21回全てに出席し、大学教授としての専門知識と幅広い知見に基づき、必要に応じ、当社の経営上有用な助言、提言等の意見表明を行っております。
監 査 役	千 原 曜	当事業年度開催の取締役会21回全てに出席、また、監査役会14回全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地から、必要に応じ、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するため、助言、提言等の意見表明を行っております。
監 査 役	柳 澤 宏 之	当事業年度開催の取締役会21回全てに出席、また、監査役会14回全てに出席し、主に公認会計士としての専門的見地から、必要に応じ、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するため、助言、提言等の意見表明を行っております。

### ④ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役全員は、会社法第427条第1項の規定に基づき、それぞれ同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。

#### 4. 会計監査人の状況

##### (1) 会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

##### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	31百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	31百万円

- (注) 1. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当社の子会社であるPT. Tirtha Bridal、Ecpark Pte. Ltd.、TSUKADA GLOBAL ASIA PTE. LTD. 及びBest Bridal Hawaii, Inc. は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

##### (3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。また、監査役会は、会計監査人の職務遂行状況等を総合的に判断し、監査の適正性及び信頼性が確保できないと認めたときは、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

##### (4) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。

## 5. 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

### (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役及び使用人は、法令及び定款を遵守し、社会的責任並びに企業倫理の確立に努め、「倫理規程」等の社内規程の遵守により、コンプライアンス体制の維持・向上に努める。
- ② 業務執行部門から独立した内部監査部門が、当社グループ全体の内部監査を実施し、取締役会に対して、コンプライアンスの状況を報告するとともに、その体制の見直しを随時行う。
- ③ 反社会的勢力との関係を排除するとともに、反社会的勢力による不当要求に対しては、関係機関と緊密に連携し、当社グループを挙げて毅然とした態度で臨む。

### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 当社グループは、「文書管理規程」その他関連規程を定め、当社及び当社子会社の取締役の職務の執行に係る情報につき、適切に保存及び管理を行うとともに、秘密保持に努める。
- ② これらの文書、情報等は必要に応じ、必要な関係者が閲覧できる体制を維持する。

### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社グループは、取締役会及び経営会議等の会議体における慎重な審議並びに決裁手続きの適正な運用により、事業リスクの管理を行う。
- ② 内部監査部門は、当社子会社及び各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を取締役に報告する。取締役会は定期的にリスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。
- ③ 当社子会社及び各部門における各種危機管理体制を整備し、リスクの把握、分析、対応策の検討を行い、予防に努める。また、リスクが現実化した場合の対処方法につき整備する。

### (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役の職務執行については、「組織規程」「業務分掌規程」「職務権限規程」において定められた、権限及び責任を遵守し、効率的に職務の執行を行う。
- ② 「関係会社管理規程」に基づき、当社グループ全体の協力体制の推進及び業務の整合性の確保と効率的な遂行管理を行う。

- ③ これらの業務運営状況を把握し、改善を図るため、内部監査部門による監査を実施し、取締役会は、その内部監査の報告を踏まえ、必要に応じてその体制を検証する。
- (5) 会社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① (1)から(4)記載事項の全てについて、グループとしての管理体制を構築・整備・運用する。
- ② グループ各社は、事業部門ごとに連携し、当社との情報共有を図る。
- ③ 当社内部監査部門は、当社グループ各社に対して監査を実施する。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ① 監査役より、その職務を補助すべき使用人の配置の求めがあった場合には、監査役と協議の上、人選を行う。
- ② 当該使用人の人事については、常勤監査役と事前に協議を行い、同意を得た上で決定する。
- ③ 当該使用人が他部署の使用人を兼務する場合は、監査役に係る業務を優先して従事する。
- (7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ① 取締役及び使用人は、当社又は子会社に重大な損失を与える事象が発生し、又は発生するおそれがあるとき、違法又は不正な行為を発見したとき、その他監査役が報告すべきものと定めた事象が生じたときは、直ちに監査役に報告するものとする。また、これにかかわらず、監査役は、必要に応じて取締役又は使用人に報告を求めることができる。
- ② 内部監査部門は、監査の結果を適時、適切な方法により、監査役に報告するものとする。
- ③ 監査役に報告をした者に対して、当該報告をしたことを理由とする不利益な取扱いをすることを禁じ、その旨を取締役及び使用人に周知徹底する。
- (8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 取締役及び使用人は、監査役監査に対する理解を深め、監査役監査の環境を整備するように努める。
- ② 監査役は代表取締役との定期的な意見交換会を開催し、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図る。

- ③ 監査役は内部監査部門との連携を図り、実効的な監査業務を遂行するものとする。
- ④ 取締役は、監査役の職務の遂行にあたり、監査役が必要と認めた場合に、弁護士、公認会計士、税理士等の外部専門家との連携を図ることのできる環境を整備する。
- ⑤ 監査役の職務を執行する上で必要な費用は、請求により会社は速やかに支払う。

#### (9) 財務報告の信頼性を確保するための体制

- ① 当社グループは、透明で公正な経営姿勢を貫き、信頼性のある財務報告を作成するために関連規程の整備等、社内体制の充実を図るものとする。
- ② 監査役及び内部監査部門は、財務報告とその内部統制の整備・運用状況を監視・検証し、必要に応じてその改善策を取締役会に報告する。

### 6. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

#### (1) 内部統制システム全般

当社及びグループ各社の内部統制システム全般の整備・運用状況を当社の内部統制担当部署がモニタリングし、改善を進めております。

#### (2) コンプライアンス

当社は公益通報者保護規程により内部通報制度を設けており、グループ各社にも開放することでコンプライアンスの実効性向上に努めております。

#### (3) リスク管理体制

内部統制制度定例連絡会において、各部署及びグループ各社におけるリスクレビューを実施し、情報共有に努めるほか、経営会議・取締役会において、当該リスクの管理状況について報告しております。

#### (4) 内部監査

内部監査室は内部監査計画に基づき、当社及びグループ各社の内部監査を実施しております。

---

(注) この事業報告に記載の金額は、表示単位未満を切り捨て、1株当たりの数値及びその他の数値については四捨五入により表示しております。

## 連結貸借対照表

(2021年12月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>20,792</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>24,525</b>
現金及び預金	16,539	買掛金	1,726
売掛金	1,000	短期借入金	500
有価証券	1,526	1年内返済予定の長期借入金	11,291
商 品	182	1年内償還予定の社債	2,154
原材料及び貯蔵品	381	未払法人税等	222
その他	1,192	前受金	2,788
貸倒引当金	△31	店舗閉鎖損失引当金	22
<b>固 定 資 産</b>	<b>69,887</b>	資産除去債務	277
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>45,847</b>	その他	5,543
建物及び構築物	31,327	<b>固 定 負 債</b>	<b>45,734</b>
土地	12,276	社 債	5,393
建設仮勘定	611	長期借入金	33,528
その他	1,633	退職給付に係る負債	393
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>2,383</b>	役員退職慰労引当金	914
のれん	1,732	資産除去債務	4,529
その他	651	その他	975
<b>投資その他の資産</b>	<b>21,656</b>	<b>負 債 合 計</b>	<b>70,260</b>
投資有価証券	6,361	<b>純 資 産 の 部</b>	
敷金及び保証金	7,369	<b>株 主 資 本</b>	<b>21,146</b>
繰延税金資産	7,251	資 本 金	472
その他	781	資 本 剩 余 金	634
貸倒引当金	△107	利 益 剩 余 金	20,933
<b>繰 延 資 産</b>	<b>221</b>	自 己 株 式	△892
社債発行費	221	その他の包括利益累計額	△694
		其他有価証券評価差額金	△38
		繰延ヘッジ損益	△584
		為替換算調整勘定	△64
		退職給付に係る調整累計額	△6
		非支配株主持分	189
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>20,641</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>90,901</b>	<b>負債・純資産合計</b>	<b>90,901</b>

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結損益計算書

(2021年1月1日から  
2021年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
売上高		33,429
売上原価		27,257
売上総利益		6,172
販売費及び一般管理費		12,563
営業損失(△)		△6,391
営業外収益		
受取利息	118	
匿名組合投資利益	175	
助成金収入	866	
為替差益	505	
その他	212	1,878
営業外費用		
支払利息	457	
持分法による投資損失	178	
出資金運用損失	122	
その他	181	939
経常損失(△)		△5,452
特別利益		
固定資産売却益	0	
退職給付引当金戻入額	14	14
特別損失		
固定資産除却損	24	
減損	1,512	
その他	108	1,645
税金等調整前当期純損失(△)		△7,083
法人税、住民税及び事業税	226	
法人税等調整額	△1,170	△944
当期純損失(△)		△6,139
非支配株主に帰属する当期純損失(△)		△1
親会社株主に帰属する当期純損失(△)		△6,137

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(2021年1月1日から  
2021年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	472	634	27,070	△892	27,284
当 期 変 動 額					
親会社株主に帰属する当期純損失(△)			△6,137		△6,137
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	—	—	△6,137	—	△6,137
当 期 末 残 高	472	634	20,933	△892	21,146

	その他の包括利益累計額					非 支 配 株 主 持 分	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	為 替 換 算 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	△43	△585	△382	△7	△1,018	171	26,437
当 期 変 動 額							
親会社株主に帰属する当期純損失(△)							△6,137
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	4	0	317	0	323	17	341
当 期 変 動 額 合 計	4	0	317	0	323	17	△5,796
当 期 末 残 高	△38	△584	△64	△6	△694	189	20,641

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 貸借対照表

(2021年12月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流動資産</b>	<b>20,357</b>	<b>流動負債</b>	<b>14,840</b>
現金及び預金	8,623	関係会社短期借入金	500
売掛金	2,062	短期借入金	500
前払費用	288	1年内返済予定の長期借入金	10,442
関係会社短期貸付金	6,813	1年内償還予定の社債	2,134
その他	2,570	未払金	45
<b>固定資産</b>	<b>55,443</b>	未払費用	124
<b>有形固定資産</b>	<b>33,344</b>	未払法人税等	201
建物	23,977	資産除去債務	277
構築物	691	店舗閉鎖損失引当金	22
工具、器具及び備品	318	預り金	23
車両運搬具	2	その他	568
土地	8,222	<b>固定負債</b>	<b>39,804</b>
建設仮勘定	132	社債	5,393
<b>無形固定資産</b>	<b>477</b>	長期借入金	28,428
ソフトウェア	27	退職給付引当金	109
その他	450	役員退職慰労引当金	914
<b>投資その他の資産</b>	<b>21,621</b>	資産除去債務	4,154
投資有価証券	1,317	その他	805
関係会社株式	7,525	<b>負債合計</b>	<b>54,645</b>
関係会社長期貸付金	6,505	<b>純資産の部</b>	
長期前払費用	7	<b>株主資本</b>	<b>21,915</b>
敷金及び保証金	3,518	資本金	472
繰延税金資産	3,054	資本剰余金	634
その他	1,520	資本準備金	634
貸倒引当金	△1,828	<b>利益剰余金</b>	<b>21,702</b>
<b>繰延資産</b>	<b>221</b>	利益準備金	8
社債発行費	221	その他利益剰余金	21,694
		別途積立金	15
		繰越利益剰余金	21,679
		<b>自己株式</b>	<b>△892</b>
		評価・換算差額等	△537
		繰延ヘッジ損益	△537
<b>資産合計</b>	<b>76,023</b>	<b>純資産合計</b>	<b>21,378</b>
		<b>負債・純資産合計</b>	<b>76,023</b>

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 損益計算書

(2021年1月1日から  
2021年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		
不動産賃貸収入	5,732	
経営指導料	1,886	7,619
売 上 原 価		
不動産賃貸原価	4,751	4,751
売 上 総 利 益		2,867
販売費及び一般管理費		1,526
営業利益		1,341
営業外収益		
受取利息	128	
匿名組合投資利益	175	
為替差益	477	
その他の	72	853
営業外費用		
支払利息	357	
社債利息	44	
その他の	54	456
経常利益		1,738
特別損失		
減損損失	648	
貸倒引当金繰入額	1,814	
子会社株式評価損	3,910	
その他の	91	6,464
税引前当期純損失(△)		△4,725
法人税、住民税及び事業税	203	
法人税等調整額	117	321
当期純損失(△)		△5,046

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(2021年1月1日から  
2021年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本						
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金計		その他利益剰余金		利益剰余金計
					別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	472	634	634	8	15	26,726	26,749
当期変動額							
当期純損失(△)						△5,046	△5,046
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)							
当期変動額合計	-	-	-	-	-	△5,046	△5,046
当期末残高	472	634	634	8	15	21,679	21,702

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等			純資産 合 計
	自己株式	株主資本 合 計	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等 合 計	
当期首残高	△892	26,962	△57	△585	△642	26,320
当期変動額						
当期純損失(△)		△5,046				△5,046
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			57	47	104	104
当期変動額合計	-	△5,046	57	47	104	△4,942
当期末残高	△892	21,915	-	△537	△537	21,378

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2022年2月22日

株式会社ツカダ・グローバルホールディング  
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 田 尻 慶 太  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 野 田 大 輔  
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ツカダ・グローバルホールディングの2021年1月1日から2021年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ツカダ・グローバルホールディング及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2022年2月22日

株式会社ツカダ・グローバルホールディング  
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 田 尻 慶 太  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 野 田 大 輔  
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ツカダ・グローバルホールディングの2021年1月1日から2021年12月31日までの第27期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年1月1日から2021年12月31日までの第27期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年2月28日

株式会社ツカダ・グローバルホールディング 監査役会

常勤監査役 及 川 俊 一 ⑤

監査役（社外監査役） 千 原 曜 ⑤

監査役（社外監査役） 柳 澤 宏 之 ⑤

以 上

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 定款一部変更の件

##### 1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第16条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第16条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結決算計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>&lt; 新 設 &gt;</p> <p>&lt; 新 設 &gt;</p>	<p>&lt; 削 除 &gt;</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>(附則)</p> <p>1. 変更前定款第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び変更後定款第16条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第16条はなお効力を有する。</p> <p>3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

## 第2号議案 取締役6名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって取締役6名が任期満了となりますので、取締役6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	つかだ まさゆき 塚田正之 (1946年6月21日生)	1997年6月 当社 代表取締役社長就任 (現任) 1999年6月 Best Bridal Hawaii, Inc. CEO就任 (現任) 2000年8月 株式会社ベストプランニング 代表取締役社長就任 (現任) 2006年10月 株式会社アクア・グラツィエ (現 株式会社ベスト-アニバーサリー) 代表取締役社長就任 2007年2月 PT. Tirtha Bridal 取締役社長就任 (現任) 2011年1月 株式会社ホスピタリティ・ネットワーク (現 株式会社ベストホスピタリティーネットワーク) 代表取締役社長就任 (現任) 2013年11月 株式会社ベストグローバル 代表取締役社長就任 (現任) 2013年12月 Ecpark Pte. Ltd. 代表取締役就任 (現任) 2014年2月 株式会社ベストブライダル分割準備会社 (現 株式会社ベストブライダル) 代表取締役社長就任 (現任) 2014年9月 株式会社FAJA (現 株式会社BEST HERBS) 代表取締役社長就任 (現任) 株式会社RAJA 代表取締役社長就任 (現任) 2015年1月 Best Resort LLC マネージャー就任 (現任) 2015年8月 BEST HOSPITALITY LLC マネージャー就任 (現任) 2018年1月 株式会社ベスト-アニバーサリー 代表取締役会長就任 (現任) 2019年5月 株式会社ベストライフスタイル 代表取締役社長就任 (現任) 2020年7月 TGU LLC マネージャー就任 (現任) 2020年8月 グロリアブライダルジャパン株式会社 代表取締役社長就任 (現任)	7,351,700株
(取締役候補者とした理由) 塚田正之氏は、当社創業者として今日のツカダ・グローバルホールディンググループを築き上げ、代表取締役として強いリーダーシップで経営をリードし、大所高所の見地から経営全般に対する指導、助言を行っており、持続的な企業価値向上のため、取締役として選任をお願いするものであります。			

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
2	つかだ けいこ 塚田啓子 (1951年12月7日生)	1995年12月 当社 入社 1997年6月 当社 専務取締役就任（現任） 2002年12月 ファインエクスパンド有限会社 代表取締役就任（現任） 2005年3月 Best Bridal Hawaii, Inc. President 就任（現任） 2007年7月 当社 マーケティング部長 2014年7月 当社 事業開発部長 2016年4月 当社 事業開発部管掌（現任） 2019年5月 株式会社ベストライフスタイル 取締役就任（現任）	1, 224, 400株
(取締役候補者とした理由)			
塚田啓子氏は、1995年の当社入社以来、長年にわたり主にマーケティング関連業務に携わり、当社グループにおける諸施設の価値創出とブランディングに貢献し、経営に関しても豊富な経験と知見を有しており、持続的な企業価値向上のため取締役として選任をお願いするものであります。			
3	つかだ けん と 塚田健斗 (1989年2月13日生)	2014年9月 株式会社FAJA（現 株式会社BEST HERBS） 取締役就任 株式会社RAJA 取締役就任 2016年2月 株式会社FAJA（現 株式会社BEST HERBS） 常務取締役就任（現任） 2016年3月 当社 企画開発部長（現任） 当社 取締役就任（現任） 2018年1月 株式会社ベストアニバーサリー 代表取締役社長就任（現任） 2019年5月 株式会社ベストライフスタイル 取締役就任 2019年8月 株式会社RAJA 常務取締役就任（現任） 2020年8月 グロリアブライダルジャパン株式会社 取締役就任（現任） 2021年3月 株式会社ベストホスピタリティーネットワーク 常務取締役就任（現任） 2021年3月 株式会社ベストライフスタイル 常務取締役就任（現任）	483, 200株
(取締役候補者とした理由)			
塚田健斗氏は、関連会社の取締役の経験に加え、新規事業開発等の経験も有していることから、持株会社として求められるグループ統治を着実に実践できる人材として、持続的な企業価値向上のため取締役として選任をお願いするものであります。			

候補者番号	ふりがな氏名(生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
4	にし ぼり たかし 西 堀 敬 (1960年4月1日生)	1983年4月 日立造船株式会社 入社 1987年3月 和光証券株式会社(現 みずほ証券株式会社) 入社 1996年10月 株式会社ウェザーニューズ 入社 1999年12月 株式会社ビッグストアドットコム 入社 2001年10月 株式会社フィナンテック 取締役就任 2006年3月 当社 社外取締役就任(現任) 2007年11月 株式会社ANAP 社外取締役就任(現任) 2011年3月 株式会社シノケングループ 社外取締役就任 2011年9月 株式会社日本ビジネスイノベーション 代表取締役社長就任(現任)	2,000株
<p>(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割)</p> <p>西堀敬氏は、コンサルティング会社経営者としての企業経営分野に関する豊富な経験と幅広い知見を有しており、引き続き当社の経営を監督していただくとともに、当社の経営全般に助言を頂戴することにより、コーポレートガバナンスの強化に寄与していただくため社外取締役として選任をお願いするものであります。同氏は、2006年3月より当社の社外取締役に就任しており、その在任期間は本定時株主総会終結の時をもって16年となります。</p>			
5	てら ち たか し 寺 地 孝 之 (1959年6月20日生)	1998年4月 関西学院大学 商学部教授(現任) 2010年1月 株式会社アンカーアソシエイツ 代表取締役社長就任(現任) 2011年4月 関西学院大学 教務部長 2014年4月 関西学院大学 商学部長 2016年3月 当社 社外取締役就任(現任) 2018年10月 株式会社神明ホールディングス 社外取締役就任(現任) 2021年3月 株式会社アイグランホールディングス 社外取締役就任(現任)	一株
<p>(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割)</p> <p>寺地孝之氏は、大学教授としての専門知識と幅広い知見を有しており、当社の経営全般に助言を頂戴することにより、コーポレートガバナンスの強化に寄与していただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。同氏は2016年3月より当社の社外取締役に就任しており、その在任期間は本定時株主総会終結の時をもって6年となります。</p>			
6	にし たに ひで と 西 谷 秀 人 (1960年3月2日生)	1983年4月 オリセント・リース株式会社(現 オリックス株式会社) 入社 2011年1月 オリックス株式会社 執行役就任 2012年10月 Houlihan Lokey Inc Board Director 就任 2014年1月 オリックス株式会社 常務執行役就任 2015年4月 ORIX Corporation USA CEO就任 2019年9月 オリックス株式会社 常務執行役CEO補佐就任 2020年7月 Virtuous Capital LLC CEO就任(現任)	一株
<p>(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割)</p> <p>西谷秀人氏は、投資やファイナンス、M&amp;Aに関する豊富な経験と幅広い知見を有しており、当社の海外を含む投資に関する事業を監督していただくとともに、国際的な視点から当社の経営全般に助言を頂戴することにより、コーポレートガバナンスの強化に寄与していただくため社外取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者 塚田正之氏は、会社法第2条第4号の2に定める親会社等でありませ
3. 社外取締役候補者に関する事項は次のとおりであります。
- (1) 西堀敬、寺地孝之の両氏は、社外取締役候補者であります。また、当社が上場している東京証券取引所に両氏を独立役員として届け出ており、本議案において両氏の再任をご承認いただいた場合、届け出を継続する予定であります。
- (2) 西谷秀人氏は、社外取締役候補者であります。同氏は、東京証券取引所において定める独立役員要件を満たしていることから、当社は同氏を独立役員として指定し、同証券取引所に届け出る予定であります。
- (3) 当社は、西堀敬氏、寺地孝之氏との間で、会社法第427条第1項及び当社定款第29条第2項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、本議案が承認された場合、両氏との間の当該責任限定契約を継続する予定であります。当該責任限定契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の規定する最低責任限度額であります。
- (4) 当社は、本議案が承認可決された場合、西谷秀人氏との間で、会社法第427条第1項及び当社定款第29条第2項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該責任限定契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の規定する最低責任限度額であります。
4. 当社は、取締役全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、保険料は全額当社が負担しております。当該保険契約の概要は、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されるものです。
- なお、各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、2022年3月31日に当該保険契約を更新する予定であります。

### 第3号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

本定時株主総会終結の時をもって取締役を退任される丸山健一氏に対し、在任中の功労に報いるため、当社の定める一定の基準に従い相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたく存じます。

なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

退職慰労金については、取締役として当社経営に対し適切に関与し、業務遂行に尽力したため贈呈するものであり、その金額は当社の役員退職慰労金規程に基づき算定し支給するものであるため、相当であると判断しております。

退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

氏 名	略 歴
まる やま けん いち 丸 山 健 一	2016年3月 当社 取締役就任 現在に至る

以 上

## ＜インターネットによる議決権行使のお手続きについて＞

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

### 記

#### 1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコンまたはスマートフォンから当社の指定する議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufig.jp/>) にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。）
- (2) インターネット接続にファイアウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) 携帯電話による議決権行使は、セキュリティ確保のため、TLS暗号化通信および携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。
- (4) インターネットによる議決権行使は、2022年3月29日（火曜日）の午後6時まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

#### 2. インターネットによる議決権行使方法について

##### (1) パソコンによる方法

- ・議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufig.jp/>) において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- ・株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- ・株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。

##### (2) スマートフォンによる方法

- ・議決権行使書用紙に記載の「ログイン用QRコード」をスマートフォンにより読み取ることで、議決権行使サイトに自動的に接続し、議決権行使を行うこと

が可能です。

(「ログインID」および「仮パスワード」の入力は不要です。)

- ・セキュリティの観点からQRコードを用いた議決権行使は1回に限り可能です。2回目以降は、QRコードを読み取っても「ログインID」「仮パスワード」の入力が必要になります。
- ・スマートフォン機種によりQRコードでのログインが出来ない場合があります。QRコードでのログインが出来ない場合には、上記2. (1) パソコンによる方法にて議決権行使を行ってください。

※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

### 3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

### 4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。

以 上

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

・電話 0120-173-027（受付時間 9：00～21：00、通話料無料）

#### 議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、(株)東京証券取引所等により設立された合弁会社(株)ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、前述のインターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

# 株主総会会場ご案内図

会場：東京都港区北青山三丁目6番8号

ザ スtringス 表参道 1階 グランドセントラル

TEL 03-5778-4186



- 交通 ○東京メトロ 千代田線 表参道駅下車 B5番出口 直結  
○東京メトロ 銀座線 表参道駅下車 B5番出口 直結  
○東京メトロ 半蔵門線 表参道駅下車 B5番出口 直結

(駐車場のご用意はございません。お車でお越しのお客様は同ビル内に青山パラシオ駐車場が隣接しておりますが、事前予約、割引優待はご用意がないため、あらかじめご了承のほどお願い申し上げます。)

お土産のご用意はございません。

新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、株主総会当日のご来場はお控えいただき、書面またはインターネットによる事前の議決権行使をご検討くださいますようお願い申し上げます。